

監査公表第14号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年9月5日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 中西宏彰
(公印省略)

監査結果の措置対象
監査委員事務局

監査結果報告年月日
令和7年3月27日

監査結果に対する措置通知年月日
令和7年8月28日

講じた措置等の内容

【監査委員事務局】

《意見1》

監査要領の作成や定例監査の指摘事項及び意見に対する各課の対応に係るフォローアップの充実は、監査の効果を上げるうえで改善につながるものと思われるので、検討を進めていただきたい。

《検討状況》

監査要領の作成、フォローアップの充実が図られるよう検討を進めます。

《意見2》

現在の職員数は最低限の人数と思われる。市役所全体が慢性的な人員不足の状態にある中で拡充は困難であるので、事務の効率化を着実に進めていただきたい。

《検討状況》

リスク管理を組み込んだ上で事務の効率化を進めるよう、業務手順書の見直しを図ります。

《意見3》

随意契約については、具体的な理由を明確にして事務が行われるよう、担当部署による研修の実施を含めて、調整を図るよう進めていただきたい。

《検討状況》

定例監査において随意契約が適切に行われているかを確認し、契約担当課と調整を図ります。

《意見4》

計画策定業務の委託については、策定作業の多くを業者に任せることになるため、新城市の実情をしっかりと反映させた計画にしていくための仕様の設定やしっかりした策定体制を課内で構築する必要がある。そのことを監査が確認できる方法について検討していただきたい。

《検討状況》

決算審査において計画策定業務の委託成果品が、適法性・能率性の確保が図られているかを確認します。